

【税務課からのお知らせ】

軽自動車税の改正について

・平成26年度、27年度の税制改正により軽自動車税の税率が以下のように改正されます。

平成27年度より税率が引き上げられる予定でした以下の赤枠内の改正は、平成27年度の税制改正により1年延期され28年度から引き上げられます。

1. 原動機付自転車、軽二輪(125cc超250cc以下)、小型二輪(250cc超)、小型特殊自動車(農耕用、フォークリフトなど)、二輪(側車付きのもの)などについて、以下の改正後の税率が適用されます。

車種区分		標準税率	
		現行	改正後
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
小型二輪(250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
二輪(側車付きのもの)		2,400円	3,600円
専ら雪上を走行するもの		2,400円	3,600円

【平成28年度から引き上げられるもの】

2. 三輪以上の軽自動車(軽四輪車等)については、以下の税率が適用されます。

- (1) 平成26年度まで(平成27年3月31日まで)に登録された三輪以上の軽自動車(軽四輪車等)については、最初の登録から13年を経過するまでは現行の税率が適用されます。以下の表の①の税率です。
- (2) 平成27年度以降(平成27年4月1日以降)最初に登録された三輪以上の軽自動車(軽四輪車等)については、以下の表の②の税率に引き上げられます。
- (3) 最初の登録から13年経過した三輪以上の軽自動車(四輪車等)については、その翌年度から以下の表の③の税率になります。

車種区分			標準税率		③最初の登録から13年超(重課税率)
			①平成27年3月31日までの登録車	②平成27年4月1日以降の登録車	
			現行	改正後	
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

(問い合わせ先)

七宗町役場 税務課

電話48-1144(内線130)